

大船渡市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金Q & A

No	項目	質問	回答	
1	全般	他の補助金との併用は可能か。	本補助金と関連する補助制度において、併用可能となる主な補助金は、補助対象経費が重複しないことを前提として、以下のとおりとなります。	
			補助制度	併用可否
			いわて木づかい住宅普及促進事業	○
			住みたい岩手の家づくり促進事業	○
			大船渡市木造住宅耐震改修支援事業	○
			子育てエコホーム支援事業	△ (請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
			先進的窓リノベ事業	△ (請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
			給湯省エネ事業	△ (請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
			上記に掲載されていない補助金の併用については、個別にご相談ください。	
2		建築業者の所在地に制限はあるか。	特にありません。	
3	要綱第2条 (用語の定義)	「住宅」の定義として、「市内に存する一戸建ての住宅又はその部分をいう。」とあるが、住宅以外の部分は補助対象外となるか。	住宅以外の部分（店舗等：店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設）は、補助対象外となります。	

大船渡市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金Q & A

No	項目	質問	回答
4	要綱第3条 (補助対象事業及び補助額)	建築業者に依頼せず、住宅の所有者等が自ら施工する場合、補助対象となるか。	本補助金の交付要綱及び関係法令等に遵守して施工する場合、建築材料の購入に要する経費等が補助対象となります。
5		過去に整備した設備等は、補助対象となるか。	本補助金は、年度ごとに交付決定を行い、交付決定を受けた年度に実施される内容に対して補助するものとなりますので、補助対象外となります。
6		「(1) 省エネ診断」又は「(2) 住宅の省エネ化のための計画策定及び省エネ改修」のうちの計画の策定のみについて、補助を受けることは可能か。	本補助金には、「(1) 省エネ診断」、「(2) 住宅の省エネ化のための計画策定及び省エネ改修 (構造補強工事含む)」の区分があります。 この中から、必要となる区分を選択し、申請いただくことが可能です。 また、区分(2)においては、重複しない箇所であれば、複数回の申請も可能ですが、補助金の合計の最大は、省エネ基準 30 万円、ZEH 水準 70 万円となります。 ※ 省エネ基準と ZEH 水準を混在させての申請、及び両方の申請は出来ません。
7		増築は補助対象となるか。	改修と判断できない工事は、補助対象外となります。
8		太陽光発電は補助対象となるか。	補助対象外です。ただし、太陽熱利用システムは、補助対象となる設備に含まれています。
9		「(1) 省エネ診断」の区分を申請し、結果的に省エネ性能を満たすことが判明した場合、これに要した経費は補助対象となるか。	補助対象となります。

大船渡市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金Q & A

No	項目	質問	回答
10	要綱第3条 (補助対象事業及び補助額)	「(1) 省エネ診断」及び「(2) 住宅の省エネ化のための計画策定及び省エネ改修」の区分における経費として、「第三者機関による評価に要する経費」とあるが、第三者機関とはどこか。	BELS 登録機関、登録住宅性能評価機関等となります。
11		「(2) 住宅の省エネ化のための計画策定及び省エネ改修」について、「ウ 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること」という要件があるが、これは「モデル工事費」又は「実際の事業費」のどちらに基づき算出すべきか。	補助額を算出する際の根拠となる方に基づき、算出してください。
12		「構造補強工事」について、どのような工事内容が補助対象となるか。	全体改修により、ZEH 水準に適合する場合において、必要な構造補強として、改修後、要綱第3条第1項(2)エ(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの要件に適合させるための工事(令和7年4月に施行した、建築基準法における壁量及び柱の小径の基準を踏まえて、ZEH レベルに適合するための「住宅」の「全体改修」を行う場合の重量化に伴って必要となる構造補強)が補助対象となります。 なお、「大船渡市木造住宅耐震改修支援事業(国費「住宅・建築物耐震改修事業」が充当されているものに限る)」を活用する場合は、本補助金の「構造補強工事」は活用できませんので、ご注意ください。 (参考) 「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準について」 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000166.html